

平成30年度 障がい者関係団体との意見交換会提出項目(第1分科会)

団体名	意見要望		回答	新規 難燃 の別	担当室課
	NO	事項			
2 社会福祉法 人 岩手県障 覚障害者福 祉協会	1 弱視者及び中途視覚障害 者の生活アシスタント体制の確 立について	視覚障がい者の社会自立について、一人ひとりのニーズに合わせた支援手段と連携 があるなど考えられるところから、それらをコーディネートする相談支援施設の設 立上と関係機関の円滑な連携を図るため、相談支援従事者研修を実施するなどとも に、市町村や地域自立支援協議会が行う相談支援体制の充実に関する取組を支 援します。	新規 障がい保健福祉課	新規 障がい保健福祉課	新規 障がい保健福祉課
	2 意思疎通支援対策の強化 について	意思疎通支援事業としての点訳・音訳・ラムを作成するよう要望する。 須事業とし、支援者養成カリキュラムを作成するよう要望する。	点訳・音訳等は、国が定める地域生活支援事業実施要綱 において必須事業とはされていませんが、県では毎年実施がい「者情報センター」に おいて毎年度事業成績を実施し、研修を修了した方に点字図書や録音図書の製 作に御協力をいただいております。	新規 障がい保健福祉課	新規 障がい保健福祉課
	3 交通弱者対策の確保につ いて	視覚障害者の公共交通機関確保のため、県内における高速バス路線整備をしな いよう要望する。また、障害とならないよう県市町村からの補助金及び助成金の支援 を行なうよう要望する。	広域的幹線的路線については、国・県・市町村がバス事業者に補助金を交付 するなど生活路線維持のための支援を実施しているところです。	新規 交通政策室	新規 交通政策室
	4 無免許対策の徹底につ いて	無資格マッサージの徹底取り締まりと、事業者が無資格者を雇用しないよう開 体等への周知徹底を要望する。また、無資格者養成研修会等が実施されないよう開 体等に対する注意喚起を図るよう要望する。	無資格者がマッサージはり及び灸を業として行なうことは法律上認められておらず、 そのような事態を把握した場合には、保健所を通じて行為の中止を勧告する 等必要な指導導導を行っています。県民の皆さまには県公式ホームページを通じて、 無資格者によるマッサージはり及び灸の施術を受けけるよう注意喚起をしています。 また、事業者が、利用者の状況や生民のニーズを踏まえながら、関係自治体と連携し、路 線維持に向けたバス事業者に働きかけて参ります。	新規 医療政策室	新規 医療政策室
3 岩手県肢体 不自由児・者 父母の会	1	父母の高齢化にともない、あらゆる面でヘルパーの手助けが必要ですが、ヘル パーさん不足のため利用が出来ません。ヘルパーの養成、待遇の向上を望みます。	ヘルパーの養成については、昨年度は県内9カ所の登録研修機関において養 成研修を実施し、約140名の方が修了されました。県では、今後も多くの方に研修 を受講していただけるよう、必要な情報の周知に努めています。	新規 障がい保健福祉課	新規 障がい保健福祉課
	2	高齢の親と障害のある子供とが一緒にに入所できる施設がほしい。	高齢の親と障害のある子供とが一緒にに入所できる施設がほしい。	新規 障がい保健福祉課	新規 障がい保健福祉課

団体名	意見要望		回答	担当室課等	
	NO	事項			
3		身体障がい者が現在ショートステイを利用出来る施設は限られた数ヶ所ですが、一ヶ月以上前に申込んでも、週末だと殆んど取れず、家族はその対応に苦慮して飲食等の問題で困っています。制度上の事スタッフ不足等の原因は色々あると思いますが、対応を考えて飲食等の問題で困っています。	ショートステイについては、障がい福祉計画において、地域の実情やニーズ等を踏まえて設定したサービス見込量に対して必ずしも十分でないことを承知しております。そのため、県では、ショートステイの整備に対して補助を行うとともに、市町村と連携して、身近なところで必要なサービスを提供できるような体制の整備・確保に向け取り組んで参ります。	新規 障がい保健福祉課	
4		岩手県立看護センターのショートステイを利用して貰いた時、寝具一式等でした。岩手県立看護センターの短期入所を御利用いただいた際に備え付けの寝具(マットレス、掛け布団、タオルケット等)を御使用いたしましたが、枕にかけていましたので御相談くださいました。御不明な点等がありましたらセンターベストオル等は御持参いただけます。	岩手県立看護センターの短期入所を御利用する際は、施設に備え付けの寝具(マットレス、掛け布団、タオルケット等)を御使用いたしましたが、枕にかけていましたので御相談くださいました。御不明な点等がありましたらセンターベストオル等は御持参いただけます。	新規 障がい保健福祉課	
5	ショートステイについて	老人介護施設が全ての市町村に整備されている、今後も整備されていくものと思われます。他施設では、その様な事は無かったのですが、備品として用意して頂けます。	平成30年度の制度改正により、地域共生社会の実現に向けて、高齢者と障がい児童、ショートステイサービス等を提供する事業所について、介護保険と障害福祉双方の制度にて、新たに共生型サービスが位置づけられたところであり、ショートステイ等を提供する介護保険事業所が障害福祉サービス等の指定を受けることで、障がい児童の受入が可能となります。県としては、より円滑かつ適切にサービスが提供されるよう、事業者から共生型サービスの指定に対する相談があつた場合に必要な助言を行なうとともに、指針を受けた事業者に対しては、制度の趣旨を踏まえたサービス提供を行なうよう指導を行ないます。	新規 長寿社会課	
6	グループホーム、ケアホームについて	老人介護施設の利用を老人だけに限らず、障害者(特に身体現存する病院や施設の利用を図れるよう望む。障害者が利用することで、障害者(特に身体現存するショートステイ施設不足は解消すると思われる。	グループホームの職員体制を知りたい。重度身体障害者のホームは24時間体制でなければ管理は出来ない、24時間訪問看護サービスを利用出来るでしょうか。	グループホームの職員体制について、利用者の人數や障がいの程度等によって世話人、サービス管理責任者、生活支援員の配置人数が定められております。平成30年4月から、障がい者の重度化等に対応できるグループホームの新規型として、「日中サービス支援型グループホーム」が創設されており、新規型においては、グループホームの住居ごとに、昼夜を通して1人以上の世話人又は生活支援員を配置することとされています。また、訪問看護の対象となる方であれば、ホーム内でも訪問看護を利用することが出来ますが、原則として、医療保険及び介護保険で認められている範囲内での利用となります。原則として、医療保険及び介護保険で認められている範囲内での利用(ホーム内の居住介護等の利用については、グループホームの運営基準上、原則として従業者以外の者による介護等を提供してはならないこととされていますが、重度の障がい者に対する介護等については、特例として、平成33年3月31日までの間、個人単位での居住介護等の利用が認められています。)	新規 障がい保健福祉課
6	グループホーム、ケアホームについて	グループホーム、ケアホームの職員体制を知りたい。重度身体障害者のホームは24時間体制でなければ管理は出来ない、24時間訪問看護サービスを利用出来るでしょうか。	2020年開催のオリエンピック・パラリンピック東京大会を契機としたユニバーサルデザインの街づくりの実現や地域に根差した心のパラアフターを実現するため、ユニバーサルデザイン2020行動計画の完全実施をともとどもに、2020年開催のオリエンピック・パラリンピック東京大会後において、当該行動計画を推進するため、レガシーアクセス(仮称)の設置を要望します。	県では、平成24年4月に「ひとにやさしいまちづくり条例」に基き、県の施策を具体的に進めための行動指針及び県民、事業者、関係団体・行政のガイドラインとして、「ひとにやさしいまちづくり推進指針」を策定しました。この中で、ユニバーサルデザインの考え方方に基づき、誰もが自らの意思で行動でき、社会参加の機会が確保される社会の実現を目指して、安全に安心して利用できる施設や、人を悪いやることでできる心の醜化などの取締を進め、条例に位置付けたひどいやさしいまちづくり推進協議会において、取組を報告し、県の施策について協議しています。ユニバーサルデザイン2020行動計画は、国の行動計画であり、心のパラアフター分野と、まちづくり分野で、関係省等が取り組んでいますので、本県において生きる皆手づくり条例推進協議会を設置しているところであり、関係機関と協議、連携しながら障害者に対する差別解消や社会的尊重の実現に向けた取組を推進してまいります。	新規 地域福祉課
6	社会福祉法 岩手県身体障害者福祉協会	1 ユニバーサルデザイン2020行動計画の完全実施とレガシーアクセス(仮称)設置について	2020年開催のオリエンピック・パラリンピック東京大会を契機としたユニバーサルデザインの街づくりの実現や地域に根差した心のパラアフターを実現するため、ユニバーサルデザイン2020行動計画の完全実施をともどもに、2020年開催のオリエンピック・パラリンピック東京大会後において、当該行動計画を推進するため、レガシーアクセス(仮称)の設置を要望します。	心のパラアフターについてでは、県では「障がいのある人もみんなと共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会」を設置しているところであり、関係機関と協議、連携しながら障害者に対する差別解消や社会的尊重の実現に向けた取組を推進してまいります。	障がい保健福祉課

団体名	意見要望		回答	担当室課等
	NO	事項		
7 岩手県聴覚 病の会	1 医療従事者の人材確保について	県内の小規模透析施設では看護師不足のため透析クール(曜日変更)や時間短縮など病院側の都合で患者側に負担が掛かっている施設があると聞く。今後看護師不足の為長時間透析、夜間透析の禁止などの施設が出てくる可能性はあるのでしょうか。看護師復帰のサポートや人材支援で確保に努めてください。	看護師の確保については、県内の看護職員の不足を解消し、安定的な確保と定着を図るために、わざわざ看護職員確保着アションプランを策定し、後職を希望する看護職員へのナースセセナーによる支援、医療機関における離職防止のための取り組み等による看護職員の支援や新人看護職員等の資質向上に係る研修支援等に取り組んでいます。引き続き、本アクションプランに基づき、地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供できる体制を確保できるよう看護職員の確保着に努めています。	新規 医療政策室
	2 内部障害者が働く環境の整備と企業への周知	内部障害者は一見健常者とみられる為、就職する場合「障害者」というと断られる場合があり、企業も適所求者の事がわかつてなく理解不足の面がある。私たち透析患者の医療費は、ほぼ国民の税金と保険料で賄われ、少額の自己負担のみで治療が受けられる為、僅かでも働いて納税し社会に貢献したいと考えています。そのための整備をしてください。	県では、障がい者雇用について、企業を対象としたセミナーを実施しているほか、国や市町村など連携しながら、県内経済団体等への要請活動を行ったり、広域振興局等に配置している就業支援員による事業所訪問の際に理解・協力を求めているところです。今後も労働局等と連携して、国の助成制度等の周知による雇用促進の働きかけや環境改善の普及に努めています。	新規 雇用対策・労働室
	3 臨器移植医療の啓発活動を学校教育の場でも行ってはどうか。	臍臍移植の待機年数が平均15年といわれているが、臍器移植医療に対する県民の理解が得られていないのではないか。理解を深める点として学校教育の場(中高生など)において移植医療や命の重さなどに関する教育が有効ではないかと考える。そういう事業や取り組みは考えているか。	県では平成29年度に一般企業に対する障がいの理解促進及び就労促進を目的に「いわて障がい者就労応援ハンドブック」を作成し、その中で各障がいの特徴や配慮をお願いしたいことを記載し、内部障がいについても記載しております。今年度においても同ハンドブックを作成し、市町村、広域振興局、ハローワーク、地域の自立支援協議会等を通じて一般企業等へ配布し、障がいに対する理解が深まるよう取り組みます。	新規 健康福祉課
	4 ヘルプカードの導入は考えていますか。	内部障害者は見た目、障害者とは見えない為「ヘルプカード」は有効と考える。岩手では「ハートプラスマーク」があるようだが同じと考えて良いのか。 青森県では導入しているようです。	学習指導要領において、小中学校及び特別支援学校では、道徳の指導内容として、生命の尊さが設定されています。また、高等学校では、保健体育科の指導内容として、臍器移植の制度等が設定されています。各学校の授業において、理解が深まるよう進めています。	新規 学校教育課
			ヘルプマークは東京都が作成し、平成29年7月に、日本工業規格(JIS)に掲載が必要としている方が、身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることがができるマークとして登録されたところです。県では、このことを受け、県ホームページにおいて御活用いただけないようにしていりますが、金戸駒木の黒広報紙にヘルプマークについて掲載するなど県民に周知を図るとともに、本県においても推進しているバーングバーミッシュ制度の旨説明車両認証や利用証にヘルプマークを表示するなど、ヘルプマークの周知・普及に努めています。本県でのヘルプマーク及びヘルプカードの作成及び配付については、東北各県の状況も踏まえて検討しています。	新規 地域福祉課

団体名	意見要望		回答	新規 難易 の別	担当室課等
	NO	事項			
11 特定非営利法人岩手県中途失聴・難聴者協会	1 災害時の情報伝達について	会員の高齢化に伴い、スマートフォンや携帯を販賣しない方も居ます。各市町村の有線放送の機器を文字表示に代えて頂き、災害時の命と不安解消に繋げて頂きたい。	災害時ににおける情報提供については、平成28年度から運用を開始した「災害情報システム」によりテレビ画面による文字情報の提供が可能となっています。引き続き、災害等の緊急情報の迅速的確な提供に取り組んでまいります。	新規	総合防災室 健康医療課
14 一般社団法人岩手県聴覚障害者協会	2 社会参加について	全ての公共の施設の催事やスポーツ等の観覧に情報保障を付けて下さい。	県では、障害者差別解消法第10条第1項の規定により「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定め、意思疎通に関する合理的配慮について規定しているところです。障がいのある方に対する合理的配慮の趣旨に従い、県の主催するイベント等について障がいの方に対する合理的配慮の実現に努めています。市町村に対して法の趣旨について引き続き周知を図っております。	新規	障がい保健福祉課
15 岩手県聴覚障害者登録試験について	1 日常生活用具について	制度が変わったかどうかわからないものがあるため、制度を使えないものもある。例えば聴覚障害者が安全かつ容易に使用できるもので、实用性があるものが、要件としては「聴覚障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、实用性があるもの」、「障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの」、「用具の製作、改良又は開発等に当たって障害者に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないものの3つを原則とします。今回のタブレット端末については、厚生労働省に確認いたしました。他に具体的な給付対象、条件等についてご提案ありがとうございましたら、市町村に情報提供し、検討を求めてまいります。	日常生活用具の給付事業は、市町村の地域生活支援事業(必須事業)に位置付けられており、給付の対象や条件等は各市町村の裁量において定められるものですが、要件としては「聴覚障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、实用性があるもの」、「障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの」、「用具の製作、改良又は開発等に当たって障害者に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないものの3つを原則とします。今回のタブレット端末については、厚生労働省に確認いたしました。他に具体的な給付対象、条件等についてご提案ありがとうございましたら、市町村に情報提供し、検討を求めてまいります。	新規	障がい保健福祉課
3 岩手県手話通訳者登録試験について	2 アイーナの会場予約について	普通でしたら、6ヶ月前か3ヶ月前か予約申請するところがありますが、アイーナの場合には、ほぼ2年前から予約可能があるのを聞きました。全国や県レベルは先に予約してしまって、私たち(認定者)断られてしまつて諦めることが多かったです。障害者が利用しやすい予約制度などを検討して欲しい。	アイーナの貸出施設は、様々な目的に利用されていますが、学会等の大規模な会議は数年前からスケジュールを確定することが多いため、収容人数の多いホールや会議室では6ヶ月前から受け付け、収容人数の少ない会議室の予約は6ヶ月前から受け付けあります。公の施設であるアイーナの利用に当たっては、公平性を担保することが必要となりますので、アイーナのホームページにおいて予約手順に沿ってご予約をお願いします。	新規	若者女性協働推進室
15 岩手県聴覚障害者登録試験について	3 岩手県手話通訳者登録試験について	表記件について、受験資格として養成講座修了者とし、毎年実施しているが、合格者はより不合格者のほうが多く、不格可能があるのを聞きました。全国や県レベルは先に予約してしまって、認定者(認定者)断られてしまつて諦めることが多かったです。通訳者登録試験者は、通訳者研修や特別研修があるのか、不合格者が増えていることは、岩手県立聴覚障害かいき情報センターでもあるが、施設の広さなどが十分でなく、また、土日に開いては部屋が空いてない日が多い。	手話通訳者統一試験については、社会福祉法人全国手話研修センターから問題、具体的実施方法等について提供を受けたが、県立聴覚障害かいき情報センターでない状況にあります。不合格者に対するサポートとしては、県立聴覚障害かいき情報センターでは合格率を公表していませんが、社会福祉法人全国手話研修センターにおいては、県立聴覚障害かいき情報センターに於ける受験者に対しても、受験料金の割引を実施しております。前回受験結果と課題点及び個々に応じた試験対策のための学習ガイド等の助言を個別面談形式により実施しております。そのほか、試験直前対策として、模擬試験、試験実施内容事前説明、試験直前対策講座等を実施しサポートを行っているところです。	新規	障がい保健福祉課
15 岩手県聴覚障害者登録試験について	1 日常生活用具について	音声機能喪失者ですが、日常生活用具について、新しく追加された物があります。耐用年数5年以上で修理が付くことが多い。又、電動式人工耳頭について新規購入の場合、耐用年数5年以上自己負担額について変更がありますが、更新について耐用年数内修理について詳しく教えてください。	日常生活用具の給付事業は、市町村の地域生活支援事業(必須事業)に位置付けられており、耐用年数等の給付の条件や負担割合等は各市町村の裁量において定められるものですので、お住まいの市町村担当課へお尋ねください。(一般的には5年です)	新規	障がい保健福祉課
15 岩手県聴覚障害者登録試験について	修理は耐用年数は関係ないと思うが	修理は耐用年数は関係ないと思うが	耐用年数5年以上自己負担額について、耐用年数内修理が困難になった場合等には、耐用年数により用具の使用が困難になった場合等には、耐用年数に日常生活用具の支給等を行うこととされ	新規	障がい保健福祉課

団体名	NO	意見要望		回答	担当室課等
		事項	内容		
16 岩手育ろう者 友の会	1	実地調査及び周知に関して	29年度の意見交換会で実態調査をお願いしたところ「積極的に取り組む」と、また、友の会や派遣事業の周知についても「効果的な周知方法を検討する」とのご回答をいたしました。実際、調査が行われたのか否か、またその調査の結果はどうだったのか、そして友の会や派遣事業に関する周知はどのようにされたのか伺いたい。 意見の内容を市町村に対し引き続き周知を依頼して参ります。	育ろう者・育ろう者相談員による育ろう者の全般的な会員調査を行ってことは難しい状況にありますから、市町村や市町村社協等と連携し、相談や支援を必要としている育ろう者の方を把握し支援につなげられるよう努めて参ります。 また、県内育ろう者に対する實会や派遣事業の周知については、いただけた御意見の内容を市町村して参ります。	障がい保健福祉課 総務
17 全国看護 傷者連合会 岩手県支部	1	全国の温泉地のハリアフ リー化	温泉の障がい者でも利用できる設備を整えてほしい。(リフト及び床に降りられる車椅子等)ステージへのアプローチの際のスロープ設置。	県では、ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、宿泊施設や公共交通機関を含め、不特定多数の人が利用する一定規模の公共施設について整備基準を必要としており、新築等の際に県への前段階を義務付けるなど、適切な施設設備が整備されれるよう必要な助言指導をしていきます。 また、ひとにやさしいまちづくりセミナーを開催し、ユニバーサルツーリズムの推進など、ひとにやさしいまちづくりの普及及政策等に努めたり、すべての人方が安全かつ円滑に利用できるよう、今後も引き続いひにやさしいまちづくりの推進に努めます。 併せて、民間施設のハリアフリー改修等を促進するため、資金を低利で融資する「ひとにやさしいまちづくり推進資金」貸付制度を設けていますので、その活用を促進するため、引き続い制度の周知に取り組んでいきます。	地域福祉課 総務
2	災害時仮設住宅の完全 ハリアフリー化	災害時仮設住宅をモデルとして対応をしてほしい。	災害発生時に提供する応急仮設住宅のうち「建設仮設住宅」の場合は、災害救助法において、規格及び戸内費用が定められています。東日本大震災津波の際にも国との協議によりその費用の限度額を超えて、居住向上のためには譲り受けられ整備されましたところです。 本県においても今後は、熊本の事例を参考にして、必要に応じハリアフリー型仮設住宅の整備を検討します。	新規 建築住宅課	
3	災害時に速やかに福祉避 難所への誘導をしてほしい。	福祉避難所等に短時間で移動しないと、待機になりやすいことと感染症を引き起こす確率が高くなるので。	県では、各市町村に対し、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者一人ひとりの状況にあわせた個別計画を作成し、避難場所や避難経路を要支援者ご本人を含めあらかじめ関係者が確認するよう求めています。この計画は避難所での安全正確認や避難生活の支援にも活用できるものであり、ご本人や支援者のご協力をいただきながら個別計画の策定及び必要な更新を行っていきます。 また、必要な場合に応じて岩手県災害派遣福利チームを避難所に派遣し、福祉避難所を利用する必要がある人の調整を行なうほか、福地的支援における生活環境の改善に努めています。	総務 地域福祉課	
4	障がい福祉担当者への速 やかな研修会の実施	県主催の福地・防災担当者会議は、開催回数が少なく制度の説明が中心となるため、障がいの特性に関する啓発まで実施できていない状況にあります。今年度は、県職員及び希望する市町村職員を対象とした共生き条例研修においてオスマイトに関する研修の時間を設けることを検討しております。	障がい保健福祉課 総務		
5	公益社団法 人 日本オスマ ト協会岩手 県支部	障がい福祉担当者への速やかなる研修会の実施	県では、各市町村の避難所運営にあたる防災担当職員が集まる会議等を通じ、災害時のオスマイト対応について理解を深めよう働きかけていきます。	総務 総合防災室	
6	2全オスマイトへの告知につ いて	当支部だけではなく全てのオスマイトへの情報提供はできず、さりとて市町村からの広報は皆無であり、多くのオスマイトは知識不足です。生活の質向上にはのぞめませんし、災害発生時の自助・共助・公助の点においてもオスマイトの自律が必要です。岩手県からの委託事業である「社会適応訓練事業」や研修会福地事務への告知連絡をお願い致します。	障がい保健福祉課 総務		

団体名	NO	事項	意見要望		回答	担当室課等
			内容	新規 継続 の別		
	3	障害者差別解消法に関するオーストマイドからの要望	障害者差別解消法が昨年4月1日に施行され、多くの都道府県において条例の策定等の取組がなされているが、掛世機能障害を持つ内部障害者の立場から下記の要望をする。 我々オーストマイドの具体的な差別や、合理的配慮の実例(事実)を積み重ねた検討が行われることを要望する。 障害者への差別の多くは、障害者への理解が無いことによると言われており、このように積み重ねた事実の開示は、障害者差別の理解を進めるうえでも、差別解消の啓発を行うためにも有効と思われ、事実の積み重ねをお願いしたい。	障害者差別解消法に規定する障害を理由とする差別及び障がいのある人をも含む人も共に学びと共に生きる岩手県づくり条例に規定する不利益な取扱いに係る相談事例に関しては、市町村、広域振興局、社協等を通じ事例を収集しているところです。 御指摘のとおり、差別や合理的配慮の事例を積み重ねた上で、今後の差別解消に向けた普及啓発や相談対応に生かしていくことが重要と考えておりますの で、引き続き事例の収集に努めて参りたいと考えております。 なお、貴会においてお問い合わせくださいましたら情報提供いたしますよ うお願いいたします。	新規	障がい・保健福祉課
19	一般社団法人日本筋ジストロワイア協会岩手県支部	身体障がい者の介護保険制度について	身体障がい者が介護保険制度を利用対象者の年齢になり、福祉サービスの資質によってサービス利用方法や情報提供に格差があります。ケアマネジメントセンターには介護保険制度のほかに、身体障がい者、福祉制度の周知徹底を図り安心して暮らせるよう指導徹底してほしい。	ケアマネジメントセンターは、介護保険制度の要であり、障害を持つ方も含め、介護保険制度によって必要な高齢者等が、心・身等の状況に応じた適切なサービスを受けられるよう、各種サービスを調整する専門職であることから、ケアマネジメントセンターにおける技術の向上や地域包括ケアシステムにおける役割のため、キャリア段階に応じた法人研修等を継続的に受講し、研さん努めているところです。 御指摘の点につきましては、法定研修において、障害者施策に関する内容の充実を図るなど、指定研修実施機関である(公財)いきいき岩手支援財團との間で検討してまいります。	新規	長寿社会課
	1	身体障がい者の介護保険制度について	身体障がい者が介護保険制度を利用することになりますが、ケアマネジメントセンターには介護保険制度の利用方法や情報提供に格差があります。	市町村担当者向け研修等を通じ、福祉ガイドブック等に補装具や日常生活用具の品目や助成額に関する記述について、市町村の協力をいただけるよう努めます。	新規	障がい・保健福祉課
	2	補装具及び日常生活用具の助成額について	制度を利用して補装具や日常生活用具を購入する際に、助成額がだいたいどの程度であるのか分かって商品選択できないと困ります。各市町村で発行している福祉ガイドブック等に一覧表で補装具や日常生活用具の助成額を掲載するよう各市町村にお願いしております。	御指摘のとおり、介護保険法の対象となる身体障がい者であつて要介護状態又は要支援状態に該当する方が、介護保険法による福祉用具と共通する補装具を希望する場合には、介護保険法による福祉用具の貸与が優先しますが、身体状況に適合させたため、オーダーメード等により個別に製作が必要があることと判断される場合には、補装具を支給して差し支えないとされています。 また、補装具の支給数は原則として1種目につき1個ですが、障がいの状況、環境に応じて、障害又は教育上など特に必要と認められた場合(環境に応じて機器等が違う車椅子を使い分けする必要性が認められた場合等)は2個の支給をすることがあります。 上記取扱いについて市町村担当者研修会等において説明を行っているところですが、制度が適切に運用されるよう、引き続き市町村に対し周知をしてまいります。	新規	障がい・保健福祉課 (長寿社会課)
	3	補装具車いすの支給基準について	身体障がい者が介護保険制度の対象者となり、車いすの交付申請の際、介護保険制度の既製品レンタルを優先としている。 身体障害度では、軽度車いすは2台まで交付を受けられるとして、介護保険対象者面や自立、職業活動のため補装具の車いすは2台まで交付を受けられるとして、介護保険対象者面になり、身体状態と自立生活向上のため、オーダーメードで2台目の申請をしたが、市町村窓口担当者から拒否される。介護保険対象年齢になつても、身体状況や日常生活に、個別に対応できないレンタル製品が無い場合は、補装具給付制度と同様にオーダーメードで申請利用できるよう、自治体に制度や手順手続きを徹底してほしい。	移動支援事業は、市町村の地域生活支援事業(必須事業)に位置付けられており、条件等は各市町村の裁量において定められるものであります。市町村に対し義務付けすることは難しいと考えております。 なお、この移動支援事業の充実を図るには、サービス供給を行う市町村の熱量が広げられるよう、地域生活支援事業の財源確保をする必要がありますので、県としても地域生活支援事業の十分な財政措置について本年6月に厚生労働省に要望しているところです。	新規	障がい・保健福祉課
	4	在宅サービス・移動支援について	身体障がい者の社会参加や自立のため、移動を利用してできる公共交通機関がありません。また、介護保険制度で利用できる移動サービスは、病院等への通院に限り、条件等は各市町村の裁量において定められるものであります。 知的の障害者の移動には、福祉タクシーなどの利用が可能な移動支援のサービスが適用し、重度の車いす障がい者は適用除外としている市町村もあります。岩手県内で重度車いす障がい者が社会参加や自立をするためには、福祉タクシーなど利用できる移動支援サービスが必須ですので、全市町村に設置するよう義務付けてほしい。	移動支援事業は、市町村の地域生活支援事業(必須事業)に位置付けられており、条件等は各市町村の裁量において定められるものであります。市町村に対し義務付けすることは難しいと考えております。 なお、この移動支援事業の充実を図るには、サービス供給を行う市町村の熱量が広げられるよう、地域生活支援事業の財源確保をする必要がありますので、県としても地域生活支援事業の十分な財政措置について本年6月に厚生労働省に要望しているところです。	新規	障がい・保健福祉課
	1	岩手県として難病手帳を発行し、難病患者の支援を強化します。	障害者総合支援法に難病患者の支援も明記され、難病患者の療養支援に対する支授の拡大を感じます。しかし、身分を証する証明書がないことから、福祉サービスを受ける機会がきわめて限られたのがちです。また、難病患者の容態は、軽重の繰り返しで変化があります。難病は主に内部障がいのため、外見上生活障害が見えにくい状態にあります。難病手帳所持により難病患者の社会参加が広がります。難病手帳の発行をとも願います。それににより難病患者の労働や社会参加がひろがります。	国において特定医療費受給者証に身体障害者手帳のような機能を持たせる検討がされていると承知しておりますので、この動きを注視してまいりたいと考えております。	新規	障がい・保健福祉課
23	一般社団法人岩手県難病・疾病研究会連絡協議会					

団体名	NO	回答		担当室課等
		事項	意見要望	
				新規 維持
2 災害時において難病患者の医療ケアができる施設の整備をお願いします。	3・11の教訓により、災害発生直後の医療ケアの緊急性について対応可能な福祉避難所整備は喫緊の課題です。難病患者の場合は医療・服薬・ストーマ装具消泡器系・尿路系・治癒食・腎臓病・腎臓移植・腎臓病・炎症性腸疾患等)整急に必要となる施設との連携強化又は新設する等工夫を施していただきたい。そのため、岩手県に難病患者を含めた検討委員会を設置していただきたい。	指定期間の医療費助成対象となつた方に對しては、「身分を証する証明書」に相当するものとして「特定医療費(指定難病)受給者証」を発行しています。 また、指定難病にかかっているものの病状の程度が特定医療費の対象となる程度ではないため、難病医療費助成の対象とならない場合であつても、障害届出サービス等の申請を行つ際に、診断書等に代えて指定難病にかかっていることの證明として不認定通知を使用することとされています。 ご要望の難病手帳の発行については、札幌市で全国で初めての取組が始まつたと聞いており、その効果等について注視し、今後の取組の参考としていきます。		健康国保課
24 岩手中途失明者の会	1 視覚障碍者が安全に歩くための要望	歩道区別のない道路を白杖で歩くための数センチの段差(車いすの妨げにならない程度)を確保して欲しい。 歩道に堂々と電柱がある場所があるで撤去してほしい。 転落の危険のある場所へのガードレールの設置もしくは向かうの防止柵の設置。 軌道駅の無人化に対応し、地域住民での見守り体制はできなきか。	視覚障碍者が道路を安全に歩行するためには、支障となつている個別具休箇所について、まずは、その箇所の現状に応じた対策を貴団体や関係機関と協議調整のうえ検討していきます。	新規 道路環境課
2 日常生活用具について	対象用具が県内各市町村でバラバラです。また、視覚障碍者ではない同居家族がいる場合、給付対象にならないものがあります。(体温計、血圧計、体重計、音声読み上げ機能付き)。 同一市町村でも窓口で対応される職員によつて、給付の可否が異なる事実があります。 以上の3点のご確認と基本的な考え方をお尋ねします。 加えて、市町村ではどのように基準で対象用具を決めているのかわからず、その要望はどうばらばらで算定しているのかを明らかにしてほしい。	日常生活用具の給付事業は、市町村の地域生活支援事業(必須事業)に位置付けられており、給付の対象や条件等は各市町村の裁量において定められるものですが、厚生労働省が定める「地域生活支援事業実施要綱」において、給付に当たっては家庭環境等も調査し眞に必要な者に適正な用具を支給することとされています。 御意見の内容につきましては、市町村担当者向け説明会等を通じて市町村に伝達し、障がい者の方のニーズや実情に応じた適切な給付が行われるよう周知を図ります。	新規 交通政策室	
3	・山賀橋したものとの交差点の横断歩道・及び音声信号機の設置 ・歩道の点字ブロックの整備・新設	山賀橋の横断歩道につきましては、歩道が整備されておらず歩行者の安全確保がなされていないことから、現時点での設置は難しいものと考えております。 御要望の音の出る信号機につきましても、道路整備を行い、安全に横断できる環境が整つた際には、音の出る信号機設置のほか、横断歩道の設置も併せて検討してまいりたいと考えております。 視覚障碍者が道路を安全に歩行するためには、支障となつている個別具休箇所については、それぞれの箇所の現状に応じた対策を貴団体や関係機関と協議調整のうえ検討していきます。	新規 警察本部交通規制課 維持	

団体名	意見要望			回答	担当室課等 新規 基続 の別
	NO	事項	内容		
	4	・バスの「行き先」「けいゆう」の音声案内について、 ・主要バス停の音声案内の改善(電光掲示板の内容説明がない) ・冬期間のバス停のまわりの除雪 ・キケンなバス停の改善 ・上の橋北側などキケンなバス停の改善	バスの音声案内は、バスの機能として備え付けられているものの、時間帯(特に早朝・深夜)によって音量の調整を行っている場合があることであり、主要バス停に設置しているバスロケーションシステムは、バスが到着したことのみをお知らせしているとのことです。 ご指摘の件については、バス協会に伝達し、改善について働きかけて参りたいと考えております。	新規 道路交通課	交通政策室
	5	マイナンバー交付申請のさいに自署を求められた。代筆は認められなかった(花巻市)。何等かの配慮をしてほしい。	県では、障害者差別解消法第10条第1項の規定により「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消第3条第1項の規定による対応要領を定め、代筆等の合理的配慮について規定しているところです。 花巻市に確認したところ、マイナンバーカードの交付申請において、印鑑を持参していただいた場合には代筆による申請を認めているとのことです。 障害者差別解消法の趣旨に従い、障がいのある方に対する合理的配慮の提供に努めていくとともに、市町村に対してても法の趣旨や障がいの方への分かりやすい説明について引き続き周知を図って参ります。	新規 障がい保健福祉課	警察本部交通規制課
25 日本ALS協会 岩手県支部	1 ALS患者がコミュニケーションを取れないと「症状の変化について伝えることができなくなる」「意見交換ができる」という要望 2 医療的ケアができるヘルパー不足解消	ALSは、進行性の難病であり、特にコミュニケーションが取れないと「症状の変化について伝えることができなくなる」「意見交換ができる」という要望常患者には想像できない苦痛を感じています。使用しているコミュニケーション機器も、常に急速な進行により支給要件を満たすことが確実と診断された場合は、早期支給に努めることとの見解を示しており、県としても、補装具費の支給決定を行う市にあらわ機器の選択や訓練できるとして病院やハビリ施設を利用できるよう要望します。現在、コミュニケーション機器を利用している患者さんは、幼児や学童だけが多めの方がいらっしゃいます。コミュニケーション機器の開発は進んでいますが、体験する場も限られており、購入後の使用についても困難な面があります。残存機能がある内に適応できる機器の選択や使用できるための訓練を病院やハビリ施設でできるよう要望します。	ALSは、進行性の難病であり、特にコミュニケーションが取れないと「症状の変化について伝えることができなくなる」「意見交換ができる」という要望常患者には想像できない苦痛を感じています。使用しているコミュニケーション機器も、常に急速な進行により支給要件を満たすことが確実と診断された場合は、早期支給に努めることとの見解を示しており、県としても、補装具費の支給決定を行います。また、意見伝達装置の使用に係る訓練の場が少ないことにつきましてはご指導お願いしておりますが、障害者総合支援法の一部改正により、本年4月から意思伝達装置の借受けが認められることになります。意見伝達装置導入に当たっての有効性の見極めのために借受けで使用することも想定されていますので、詳しくは市町村にお問い合わせください。	新規 障がい保健福祉課	新規 障がい保健福祉課

団体名	意見要望		回答	新規 系統 の別
	NO	事項		
27 CILもりおか	1 障害を理由とする差別の解消に向けた「合理的配慮」の提供を、商業者や自治会に促す支援制度を始めた。障害者が安心して利用しやすい設備を設置した飲食店などに助成金を支給する。市によると導入した自治体は県内初という。助成金の上限金額は、設置する設備によって異なる。視覚障害者向けの点字の表示や知的障害者、自閉症の人への作成には1万円。身体障害者が入店しやすくなる折りたたみ式スロープや、聴覚障害者向けの工事費は10万円と、3段階で設定している。	茨城県つくば市は6月から、障害を理由とする差別の解消に向けた「合理的配慮」の提供を、商業者や自治会に促す支援制度を始めた。障害者が安心して利用しやすい設備を設置した飲食店などに助成金を支給する。市によると導入した自治体は県内初という。助成金の上限金額は、設置する設備によって異なる。視覚障害者向けの点字の表示や知的障害者、自閉症の人への作成には1万円。身体障害者が入店しやすくなる折りたたみ式スロープや、聴覚障害者向けの工事費は10万円と、3段階で設定している。	県では、障がいのある人もない人も一緒に生きる環境づくり条例及び障害者差別解消法に規定する合理的配慮の取組を進めるため、関係機関へのリーフレットの配布、ラジオ広報等を実施してきたほか、昨年度開催した「障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム」においても、合理的配慮提供の取組について周知を図るなど理解の拡大に取り組んできただけです。	障がい保健福祉課

合理的配慮の提供を支援するための事業者に対する助成制度について、明石市等の自治体において助成を実施しているところですが、各自治体における事業の内容について助成を実施する旨聞いておりましたが、明石市等の自治体において助成を実施する上、事業の効果等について分析して参りました。また、いただいた御意見の内容についてお答えしております。

なお、本県では、不特定多数の方が利用する民間の施設に、エレベーターや自動ドア、トイレなどの施設整備等を行ために必要な資金を低利で融資する「ひとにやさしいまちづくり推進資金制度」を設けております。

また、いただいた御意見の内容については市町村にもお知らせしております。

2016年4月に施行された障害者差別解消法は、障害者の障壁を取り除くために、負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮」を自治体や国に義務づけている。兵庫県明石市では先行して、合理的配慮の理念に基づき、設備を設置した飲食店などに助成金を支給している。

*合理的配慮への助成金は明石市が最初にやったのですが、その後広がってきています。芦小牧市、加古川市、丹波市、つくば市、茨木市等でも実施されています。明石市長が以前おっしゃっていたのは、カフェが品字メニューをつくるために助成したら、店員さんたちが手語講座に通いだしたそうです。単に点字メニューができないだけでなく、助成によって富士が広がって展開しているところが素晴らしいです。岩手でもぜひ、実施して頂きたいです。

